

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

ページ

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	（環境対策課）	一
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（子育て支援課）	二
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建築宅地課）	二
○公印の改刻	（私学文書課）	二
○平成二十四年宮城県告示第三百八号（特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域設定）の一部改正	（環境対策課）	三
○平成二十四年宮城県告示第三百十号（振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定）の一部改正	（同）	三
○平成二十七年宮城県告示第三百九十号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部改正	（同）	三
○平成二十七年宮城県告示第三百九十一号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部改正	（同）	三
○形質変更時要届出区域の指定	（同）	三
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請（二件）	（循環型社会推進課）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（長寿社会政策課）	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（同）	六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	八

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	九
○認証食品の認証	（食産業振興課）	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	一〇
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	一〇
○道路の供用開始	（同）	一一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	一一
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	一一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）	（都市計画課）	一二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	一二
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（二件）	（建築宅地課）	一三
○土地改良区役員の就任の届出	（仙台台地方振興事務所）	一三
○土地改良区の定款変更の認可	（同）	一三
○土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	一三
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	一四
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	一四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（契約課）	一四
○博物館の登録のまつ消	（同）	一六
○選挙管理委員会	（同）	一六
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十三年分）	（同）	一六
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十四年分）	（同）	一七
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十五年分）	（同）	一七
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	（同）	一八
○宮城県公報平成二十七年号外第八号（平成二十七年三月二十五日付け）中	（同）	一八

## 規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



○宮城県告示第五百八十一号

平成二十四年宮城県告示第三百八号（特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「平成二十四年宮城県告示第三百七号」を「平成二十七年宮城県告示第三百九十号」に改め、第四号に次のように加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律

第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

○宮城県告示第五百八十二号

平成二十四年宮城県告示第三百十号（振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「平成二十四年宮城県告示第三百九号」を「平成二十七年宮城県告示第三百九十一号」に改め、次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第

七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

○宮城県告示第五百八十三号

平成二十七年宮城県告示第三百九十号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二

条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○宮城県告示第五百八十四号

平成二十七年宮城県告示第三百九十一号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二

条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○宮城県告示第五百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川駅前大通四丁目百十番一、百十番七及び百十番八

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第五百八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条

第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩